

# 豊田市高岡公園体育館始め3施設指定管理者 募集要項

令和5年7月  
豊田市生涯活躍部スポーツ振興課

## 1 公募の目的

豊田市高岡公園体育館始め3施設の指定管理者の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び豊田市体育施設条例（昭和45年豊田市条例第18号）及び豊田市都市公園条例（昭和38年豊田市条例第6号）の関係規定により、管理運営業務を行う指定管理者を募集する。

## 2 対象施設の概要

### (1) 名称及び所在地（令和5年7月現在）

豊田市高岡公園体育館、高岡公園（豊田市中田町川向8番地ほか）  
豊田市若園運動広場（豊田市吉原町穴田1）

### (2) 設置目的

スポーツの振興及び住民の体力と健康の増進を図り、また、レクリエーション、ふれあい、交流の場として住民の福祉の増進を図ること。

### (3) 沿革

＜豊田市高岡公園体育館、高岡公園＞

平成3年4月 開設

平成18年4月 指定管理者制度導入

平成19年4月 地下横断通路 開設（県道名古屋岡崎線整備事業の一環として）

＜豊田市若園運動広場＞

平成22年4月 開設

平成31年4月 指定管理者制度導入

### (4) 施設の規模等

①敷地面積 107,427.18㎡

②施設構造 下表のとおり

#### ア 体育館（高岡公園体育館）

構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨平屋建
延床面積	2,996.01㎡
競技場面積	1,655.00㎡
竣工日	平成3年3月30日
その他	会議室（1）、多目的ルーム（1）、シャワールーム（男女各2） 更衣室（男女各1）、観覧席（固定200人、移動600人、合計800人）

#### イ テニスコート（高岡公園体育館テニスコート）

面積	3,549㎡（砂入り人工芝）
面数	5面（うち3面は夜間照明設備有り）

#### ウ グラウンド（高岡公園）

敷地面積	70,700.76㎡
面数	野球場2面（夜間照明設備有り）、児童専用サッカー場1面

	少年サッカー場1面
--	-----------

エ マレットゴルフ場（高岡マレットゴルフ場）

敷地面積	15,448.13㎡
クラブハウス面積	29.81㎡
内容	林間36ホール

オ 駐車場

面積	9,185㎡
容量	普通自動車約370台分（うち身体障がい者用3台）

カ その他

屋外便所	3か所
地下横断通路	県道名古屋岡崎線整備事業の一環として整備（平成19年4月開設）

<豊田市若園運動広場>

①敷地面積 24,350㎡

②施設構造 下表のとおり

ア グラウンド（若園運動広場）

敷地面積	14,000㎡
面数	野球場1面もしくはサッカー1面
その他	バウンドボード

イ 駐車場

面積	3,600㎡
容量	普通自動車約111台分

ウ その他

屋外便所	1か所
------	-----

(5) 現在の管理体制

豊田市高岡公園体育館、高岡公園、若園運動広場

ホームックス株式会社が指定管理者として管理運営

※指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間

(6) 利用者数の概要

(単位：人)

施設名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去3年平均
高岡公園	野球場	20,002	21,598	19,183	20,261
	児童サッカー場	6,302	11,310	10,232	9,281
	少年サッカー場	11,220	11,341	10,234	10,932

豊田市 高岡公園 体育館	競技場	41,494	35,185	33,230	36,636
	多目的ルーム	15,530	14,791	13,970	14,764
	会議室	4,184	3,465	4,548	4,066
	テニスコート	29,720	18,817	17,850	22,129
豊田市若園 運動広場	多目的広場	20,785	20,097	19,898	20,260

### 3 指定管理者による管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の事項に十分留意して当該施設の管理運営を行うものとする。

ア 住民福祉の増進を目的として設置された公の施設としての役割を十分に認識し、利用者へのサービス提供に当たっては、公平な取扱いをすること。

イ 豊田市高岡公園体育館始め3施設の設置目的を最大限に実現することを目指して、適切な管理運営に努めること。

ウ 多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減に努めて効率的な管理運営を行うこと。

エ 当該施設を長期に安全・安心な状態で利用できる状態に保つため、適切な業務体制を構築し、施設の維持管理を行うこと。

### 4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、豊田市体育施設条例及び豊田市都市公園条例の規定に基づき、主として以下の業務を行う。

ア 指定管理施設の利用の許可に関する業務

イ 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ ア、イに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※上記ウに関する事項の詳細は、管理運営業務仕様書で定めるものとする。

### 5 管理の基準

#### (1) 休業日

ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

イ 12月28日から翌年1月4日まで

※ 高岡公園は通年利用

#### (2) 開館時間

午前9時から午後9時までとし、夜間照明設備のない施設にあっては午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 休業日及び開館時間の変更

指定管理者は、市長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増加した場合においても市が

ら支払う指定管理料は増額しないものとする。

#### (4) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行うこととし、スポーツ施設の利用者登録、利用許可等は豊田市スポーツ施設利用システムを用いて行う。ただし、行政財産目的外使用許可、公園施設設置許可、公園施設管理許可、都市公園占用許可、都市公園内行為許可は行うことができない。

#### (5) 個人情報の保護、情報セキュリティの確保及び情報公開における指定管理者の責務

##### ア 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保（別添資料1を参照）

当該施設を管理運営するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、豊田市情報セキュリティ基本要綱及び関係する諸規程に基づき、本個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記を遵守するものとする。

##### イ 情報公開

指定管理者は、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の趣旨に則り、施設の管理に関する業務に係る情報の公開に努めるものとする。

#### (6) 関係法令等の遵守

当該施設の管理運営に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、豊田市体育施設条例（昭和45年条例第18号）、同管理規則（昭和45年教育委員会規則第6号）、豊田市都市公園条例（昭和38年条例第6号）、同管理規則（平成4年規則第32号）、同使用料及び利用料金条例（昭和38年条例第7号）、その他関係法令等の内容を理解し、遵守するものとする。

なお、予定価格が1年あたり1,000万円を超える場合は、豊田市公契約条例（令和3年条例第39号）及び豊田市公契約規則（令和3年規則第69号）に定める特定公契約の対象となります。また、予定価格は公表していないため、「本案件が特定公契約の該当となるか？」等のご質問にはお答えできません。

#### (7) 業務の再委託等の制限

指定管理者が、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分（施設責任者が担うべき総括・監督業務や利用許可及び料金収受など管理者としての権力行使に関わる業務など）を第三者に委託又は請け負わせることは、これを禁止する。

### 6 インボイス対応

- 指定管理施設においても、原則、適格請求書登録事業者へ登録すること。ただし、指定管理者が免税事業者であり、適格請求書登録事業者への登録を行わない場合は、市へ報告すること。

利用料金（指定管理者の収入）・・・指定管理者名で発行。

課税・免税の別 収入種別	課税事業者 (適格請求書登録事業者)	免税事業者
利用料金 (指定管理者の収入)	指定管理者名で発行	交付不可

## 7 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

※指定期間は、豊田市議会の議決を経て確定する。

## 8 応募に関する事項

### (1) 応募資格要件

ア 法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人での応募は不可）。

イ 次の項目のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 豊田市から入札参加停止を受けている者
- ③ 豊田市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第32号）第3条第3項及び第4項の規定に抵触する者
- ⑤ 豊田市から「豊田市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた者
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ⑦ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

### (2) 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失う。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となる。

- ① (1) に定める応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ④ 提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合
- ⑤ その他不正・不誠実な行為があった場合

### (3) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

・「役員役職及び氏名」は、適宜記入欄を修正した上で、該当者全員の情報を記入すること。なお、役員とは、株式会社では取締役及び監査役に、一般社団・財団法人及び社会福祉法人等では理事及び監事に当たる者とする。

・「予算の概要」には、現事業年度の団体全体の収支予算の主な情報（株式会社では純売上高、社会福祉法人では経常収支計、その他の団体ではこれらに相当するもの）を記入すること（記入例：令和4年度予算・純売上高 ○○, ○○○千円）

・「事業の執行体制」には、組織機構の概要（支社・部・課等のセクション数及び社員・職員数等）を記入すること。なお、事業計画書に記載する内容と重複する場合は、「別添事業計画書を参照」と記入することも可。

イ 事業計画書（様式2）

・「従業員数」は、原則として現事業年度の開始月時点での正社員数を記入すること（記

入例：令和5年4月1日時点正社員数 ○○人)

- ・基本事項中「責任者の経歴等を明らかにすること」については、原則として指定申請時点で責任者を明らかにすることとするが、組織上の都合でそれが困難な場合は、貴団体が責任者に求める資質、資格保有状況、業務経歴などに関する考え方を記入すること。

ウ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式3）

エ 指定管理料見積書（様式4）

- ・記載後、収支計画書（様式5）、光熱水費積算明細書（様式8）とともに封筒に入れ、封筒の表面に「豊田市高岡公園体育館始め3施設見積書、収支計画書、光熱水費積算明細書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押すこと。

オ 豊田市高岡公園体育館始め3施設の管理運営に関する収支計画書（様式5）

カ 指定管理料に係る燃料費及び光熱水費積算明細書（様式8）

キ 共同企業体協定書（様式6） ※共同企業体（連合体）で応募する場合のみ

ク 申請する法人等に関する以下の書類

※共同企業体による応募の場合、構成団体である全ての法人等のものを提出すること

- ① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ② 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ③ 当該申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるものを含む。）
- ④ 豊田市税（豊田市に納税している税）、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（本件応募申請時に未納がないことを証明するもの）

※法人県民税の納税証明書の提出は不要

※豊田市内に本社及び営業所の無い団体には、団体代表者から豊田市長宛に、豊田市税の納付義務がない旨を通知する文書（様式任意）を作成し、指定申請書に添付すること。なお、県税及び豊田市以外の市町村の税に関する納税証明書の提出は不要。

※直近の法人税納税額が0円の場合でも、0円である旨を明らかにするため、納税証明書を提出すること

#### （4）提出書類作成に当たっての留意事項

豊田市高岡公園体育館始め3施設の管理運営に関する収支計画書（様式5）の記入に当たっては、事前に別添資料2（収支計画見積注意事項）を参照すること。

#### （5）共同企業体による応募

共同企業体による応募を行う場合は、以下の項目に留意すること。

ア 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

イ 共同企業体の構成団体数は、代表団体を含めて2以上5以下の範囲とすること。

ウ 単独で応募した団体は、共同企業体による応募の構成団体になることは認められない。

エ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできないこと。

オ 代表団体及び全ての構成団体が応募資格を満たしていなければならない。

#### （6）受付期間及び提出方法等

受付期間	令和5年8月16日（水）から令和5年8月22日（火）まで ※土、日曜日は除く。
------	--

	※期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
提出先	豊田市役所 生涯活躍部スポーツ振興課 (南庁舎2階) 〒471-8501 豊田市西町3-60 【E-mail】 sports-shisetsu@city.toyota.aichi.jp
提出方法	【上記(3)提出書類内のア～ウ、キ～ク】 PDF形式で上記メールアドレスへ提出すること。(登記簿謄本や課税証明書等はスキャンしてPDF化すること。)
	【上記(3)提出書類内のエ～カ】 上記提出先へ直接持参により提出すること。郵送、FAX、電子メール等による提出は受け付けない。

### (7) 説明会の開催

当該施設の指定管理に関する注意事項について、下記のとおり説明会を開催する。

日時	令和5年8月1日(火) 午後2時開始
場所	高岡公園体育館 会議室
申込方法	説明会参加申込書(様式7)に必要な事項を申込の上、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法による。
申込期限	令和5年7月31日(月) 正午まで
その他	参加人数は各団体2名までとし、参加に係る交通費等は参加者の負担とする。説明会に参加しなくても応募は可能。

### (8) 応募に関する質問の受付

受付期間	令和5年8月2日(水)から令和5年8月4日(金)まで ※期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
質問方法	質問内容、団体名、代表者名、担当者名、連絡先を記入したもの(様式任意)を郵送、FAX、電子メール又は持参
回答方法	回答は随時市のホームページ上に掲載するものとする。 なお、最終回答は令和5年8月9日(水)までに掲載する。

### (9) その他応募に関する留意事項

- ア 応募書類の提出後は、内容を変更すること及び追加することは認められない。ただし、市が認めた場合にはこの限りではない。
- イ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届(様式任意)を提出すること。
- ウ 応募書類は返却しないこととする(ただし、応募の辞退があった場合は原本のみ返却可)。
- エ 応募書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者に選定された申請団体の応募書類については、市長が当該施設の管理内容の公表その他必要と認める場合において、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- オ 応募に関する必要経費は、その全額を申請者の負担とする。

## 9 選定審査に関する事項

### (1) 選定審査の方法



- ア 指定管理者の選定は、豊田市指定管理者選定委員会が主体となり、条例等の規定による選定基準に基づき、応募団体から提出された事業計画書等の提出書類及び別途実施するプレゼンテーションを審査して行う。
- イ 別に示す選定審査基準により算定された総合得点が最も高い団体を『優先交渉権者』とし、総合得点が第2位であった団体を『次点交渉権者』とする。なお、詳細は選定審査基準書を参照すること。

## (2) 選定審査の日程

価格審査	令和5年8月24日(木) 午後1時30分開始 市役所南庁舎3階 南33会議室(行政改革推進課横) ※紙媒体で実施。 ※価格得点の算出の透明性を図るため、見積書の開封及び予定価格の発表等を実施する。応募した団体は、希望により立会者(1名まで)を出席させることができる(申込等は不要)。 ※結果は文書で送付するため、希望がなければ出席しなくても問題ない。
プレゼンテーション審査	令和5年9月下旬 ※ペーパーレスで実施予定。 ※受付状況を踏まえて、詳細日程を別途通知するものとする。 ※審査には、当該業務に係る総括責任者(又はそれに準ずる者)及び施設の管理責任者等の出席を求める予定である。
指定管理者の内定通知	令和5年10月下旬
指定管理者の指定	令和5年12月下旬(12月市議会の議決による)

## (3) 選定審査基準

指定管理者の選定審査基準は、別添選定審査基準書を参照すること。なお、応募団体の物的・人的能力及び管理運営に関する提案力の他、指定管理料の金額もあわせて選定審査基準の配点に組み込むものとする。

## (4) その他選定審査等に係る留意事項

- ア 選定結果については、その概要を市ホームページで公開するものとする。
- イ 指定管理者に選定された団体の提出書類について、情報公開の請求があった場合は、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)に基づき、公開又は非公開の判断をするものとする。
- ウ 落選した応募団体の提出書類は原則非公開資料として取扱うものとする。なお、情報公開の請求があった場合においても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに関しては不開示情報とするものとする。
- エ 応募業者すべてが価格審査において失格となった場合は応募団体に対して再見積を依頼する。

## 10 協定の締結

- ア 指定管理者は市との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとする。なお、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとする。

- イ 市が指定管理者に対して支払う指定管理料その他経費に関する事項は、年度ごとに締結する「年度協定」により定めるものとする。

## 1 1 管理運営に係る経費及び会計処理

### (1) 管理運営経費の財源

- ア 当該施設の管理運営に関する経費は、応募団体が提示する指定管理料、利用料金（非適用施設は削除）、その他団体が自主的に補う財源により賄うものとする。なお、「団体が自主的に補う財源」とは、団体が保有する自己財源等のことを言う。
- イ 指定管理料は、指定管理料見積書に記載された金額とすることを原則とするが、事業計画書に記載された提案事項の採用可否に関する協議等により変更することがある。

### (2) 会計の独立

- ア 指定管理者は、当該施設の管理運営業務に係る経理をその他の経理と明確に区分し、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。
- イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、その経理は上記アの経理に含めず、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。

## 1 2 指定管理者の自主事業の取扱い

### (1) 自主事業の実施について

指定管理者は、自らが企画し、自らの財源をもって自主事業を実施することが認められるが、自主事業の実施基準は別添資料3のとおりとするため、これを参照すること。

指定申請段階（提案段階）における自主事業実施計画は、目的、対象者、事業期間、場所、講師等の概要、収支計画等の情報を可能な限り明らかにすること。講師が未決定で収支計画が立てられない場合等についてはその旨を記載するなどの対応とする。

### (2) 自動販売機の設置について

<豊田市高岡公園体育館及び豊田市若園運動広場に設置する場合>

指定管理者が自主事業として自動販売機を設置する場合、以下の貸付料を市へ納入するものとする。なお、自動販売機の新規導入時は、できる限りキャッシュレス対応すること。

新規・既設に関わらず	自動販売機の設置により指定管理者が得る利益の20% (ただし最低でも課税標準額を基に計算した行政財産の貸付料相当は支払うものとする)
------------	---

### <高岡公園に設置する場合>

高岡公園内に自動販売機を設置する場合、都市公園法、豊田市都市公園条例等に基づき、市に公園施設の設置許可の申請を行い、使用料を納付すること。

## 1 3 市と指定管理者の責任分担

当該施設の管理運営に関する市と指定管理者の責任分担（リスク分担）は、別添資料4のとおりとする。なお、詳細に関しては、双方協議の上で基本協定書において定めるものとする。

## 1 4 その他の留意事項

### (1) 関係職員等への接触の禁止

応募団体は、指定管理者を内定するまでの間において、豊田市指定管理者選定委員会委員及び本件業務に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとする。なお、当該接触等の事実があった場合には失格とする。

(2) 業務の引継ぎについて

ア 指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務を開始できるよう、指定期間開始前に、当該施設の現管理者等から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とする。

イ 指定管理者は、指定期間の終了又は指定取消しによって、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理運営に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要書類及びデータを整備すること。

(3) 業務内容の一部変更について

指定期間内において指定管理業務の内容、事務手順、市との業務分担等を一部見直す必要が生じた場合には、市と指定管理者の協議の上、これを変更することができるものとする。

1 5 問合せ先

豊田市役所 生涯活躍部スポーツ振興課 施設担当

〒471-8501 豊田市西町3-60 (南庁舎2階)

電話 0565-34-6632

FAX 0565-32-9779

メール sports-shisetsu@city.toyota.aichi.jp

個人情報取扱い及び情報セキュリティに関する特記

特記事項	特記事項に基づき具体的に実施しなければならない事務及び手続
<p>(総則)</p> <p>第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、委託者(以下「甲」という。)が定める豊田市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第56号)及び豊田市情報セキュリティ基本要綱(平成15年8月1日市長決定)並びにこれらに関する諸規程に基づき、この特記に定める事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。</p>	<p>① 乙は、受託業務の実施に当たっては、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、事前に特記事項を十分に理解し、遵守するとともに、特記事項に基づき必要な事務及び手続を行うための体制を確保すること。</p>
<p>(責任体制の明確化)</p> <p>第2条 乙は、甲から受託した業務(以下「受託業務」という。)のうち、個人情報及び情報セキュリティに関する重要な情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱うもの並びに情報システムを使用するもの(以下「対象業務」という。)の履行に当たっては、乙の内部において個人情報保護及び情報セキュリティ対策(以下「個人情報保護等」という。)に関する責任体制を明確にしなければならない。</p>	<p>① 乙は、個人情報保護等を実施するための責任者及び役割分担を定めるなどして責任体制を構築するとともに、その体制を維持確保するため体制の内容を書面に明記しておくこと。</p> <p>② 乙の代表者は、自ら個人情報保護等の実施について、十分に理解しておくこと。</p> <p>③ 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情処理の窓口を設置し、担当者を明確にしておくこと。</p>
<p>(作業責任者等の報告等)</p> <p>第3条 乙は、対象業務の責任者(以下「作業責任者」という。)及び対象業務に従事する者(乙の正社員以外の者を含む。以下「作業従事者」という。)を定め、甲に対し、書面により報告しなければならない。</p>	<p>① 乙は、個人情報保護等に関し必要な知識を有し作業従事者を適切に監督ができる者を作業責任者として定め、「様式1 作業責任者等報告書」により報告すること。</p> <p>② 乙は、対象業務上必要がある最小限の者に限定し、作業従事者を定め、「様式1 作業責任者等報告書」により報告すること。</p> <p>③ 乙は、対象業務に派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の者に従事させる場合は、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記した労働者派遣契約書その他の契約書を締結すること。</p>

<p>2 乙は、作業責任者を変更する場合は、甲に対し、事前に書面により申請し、その承認を得なければならない。</p> <p>3 乙は、作業従事者を変更する場合は、甲に対し、事前に書面により通知しなければならない。</p> <p>4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項を遵守しなければならない。</p> <p>5 作業責任者は、特記事項を遵守するよう、作業従事者を監督しなければならない。</p> <p>6 作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）は、対象業務の履行に当たっては、乙が発行する身分証明書を常に携帯し、甲から請求があったときは、当該身分証明書を提示しなければならない。</p>	<p>④ 乙は、個人情報保護等に関し、対象業務に従事する正社員以外の者の全ての行為及びその結果について責任を負うこと。</p> <p>⑤ 乙は、作業責任者等を変更する場合に備えて、業務の引継ぎや変更手続が確実になされるよう、事前に手続を定めておくこと。</p> <p>⑥ 乙は、作業責任者を変更する場合は、変更前に、甲に対し「様式2 作業責任者等変更承認申請書」により申請し承認を得ること。</p> <p>⑦ 乙は、作業従事者を変更する場合は、変更前に、甲に対し「様式3 作業従事者変更報告書」により報告すること。</p> <p>⑧ 乙は、作業従事者一人一人が特記事項を遵守するよう、特記事項及び対象業務の履行について注意すべき事項を周知しておくこと。</p> <p>⑨ 乙の作業責任者は、作業従事者を監督するため、全ての特記事項を十分に理解しておくこと。</p> <p>⑩ 乙は、作業責任者等に対し、対象業務の履行時は、組織名称や氏名が記載した身分証明書を発行し常に携帯させるとともに、甲から請求があったときは、提示できるようにしておくこと。</p>
<p>（教育等の実施）</p> <p>第4条 乙は、作業責任者等に対し、個人情報保護等に対する意識の向上、特記事項の遵守その他対象業務の適正な履行を図るために必要な教育及び研修を実施しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の教育及び研修の実施に当たっては、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。</p>	<p>① 乙は、作業責任者等に対し、個人情報保護等に対する意識の向上及び特記事項の内容の理解を図るとともに、対象業務の履行に当たって必要となる措置及び手順を具体的に示すための教育及び研修を適時に実施すること。</p> <p>② 乙は、個人情報保護等に関する最新の情報を作業責任者等に周知するための体制や仕組みを構築すること。</p> <p>③ 乙は、教育及び研修を確実に実施するため、研修等の実施者、実施内容、実施時期等を定めた実施計画を事前に策定しておくこと。</p>
<p>（守秘義務）</p> <p>第5条 乙は、受託業務の実施により直接又は間接に知り得た個人情報等その他秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間が満了し又は契約を解除した後も、同様とする。</p> <p>2 乙は、作業責任者等に対し、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。</p>	<p>① 乙は、作業責任者等に対し、受託業務に係る守秘義務について周知徹底すること。</p> <p>② 乙は、作業責任者等から秘密保持に関する誓約書を取得しておくこと。該当者から過去に取得している場合は、再度の取得は必要ない。また、取得した誓約書を甲に提出する必要はない。</p>
<p>（受渡し）</p> <p>第6条 個人情報等の甲乙間の受渡しは、甲が指示する方法により行うものとする。</p> <p>2 乙は、甲乙間の個人情報等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報等の預り証を提出しなければならない。</p>	<p>① 乙は、甲から個人情報等の提供を受けた場合は、甲に対し、直ちに「様式5 個人情報・重要情報預り証」を提出すること。</p>
<p>（個人情報等の取扱いの報告）</p>	

<p>第7条 乙は、甲から個人情報等の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の規定による報告の手順（緊急時の報告の手順を含む。）を事前に定めておかなければならない。</p>	<p>① 乙は、甲から個人情報等の取扱いについて報告の求めがあった場合に備えて、報告時における報告者、報告内容、報告方法、報告時期等の報告に係る手順を事前に定めておくこと。</p>
<p>（個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）</p> <p>第8条 乙は、甲から提供を受けた個人情報等を、対象業務の用に供する目的以外に利用してはならない。また、甲の承諾を得ないで、第三者へ提供してはならない。</p>	<p>① 乙は、作業責任者等に対し、甲から提供を受けた個人情報等の目的外利用及び甲の承諾を得ていない第三者への提供が禁止されていることについて周知徹底すること。</p>
<p>（個人情報等の管理）</p> <p>第9条 乙は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報等を適正に管理しなければならない。</p> <p>（1）個人情報等は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退管理が可能な保管室において厳重に保管すること。</p> <p>（2）作業責任者等以外の者が個人情報等にアクセスできない措置を講じるとともに、作業責任者等に与える物理的及び技術的アクセス権限についても、必要な最小限度のものとする。</p> <p>（3）個人情報等が記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及び記録された情報の正確性を定期的に点検すること。</p> <p>（4）甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を作業場所から持ち出さないこと。</p> <p>（5）個人情報等を電子データで移送する場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を講じること。</p>	<p>① 乙は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、個人情報等の秘匿性その他内容に応じて、個人情報等を適正に管理すること。</p> <p>② 乙は、個人情報等を、施錠を実施する保管庫又は施錠若しくは入退管理を実施する保管室において厳重に保管すること。</p> <p>③ 乙は、個人情報等を保管する保管庫又は保管室に関し、施錠者、鍵保管方法等のルールを事前に定めておくこと。</p> <p>④ 乙は、個人情報等の紛失、改ざん及び破損に備えて、バックアップを取得しておくこと。</p> <p>⑤ 乙は、個人情報等を取り扱うサーバ及びパソコンへのアクセスについて、利用者を特定できるID、トークン等による本人認証を行うこと。</p> <p>⑥ 乙は、個人情報等を取り扱うサーバ及びパソコンにアクセスできる者を必要最小限とするため、取扱者を限定して指定すること。</p> <p>⑦ 乙は、個人情報等の保管状況の点検について、点検の責任者を定めて定期的に行うこと。</p> <p>⑧ 乙は、作業責任者等に対し、個人情報等を指定された場所以外の場所に持ち出すことはできないことについて周知徹底すること。</p> <p>⑨ 乙は、個人情報等を持ち出す場合は、持ち出す情報を必要最小限とし、紛失や盗難等に対し必要な注意を払うなどの保護措置を適切に行うこと。</p> <p>⑩ 乙は、個人情報等を電子メール及びファクシミリにより送受信しないこと。</p> <p>⑪ 乙は、個人情報等の漏洩等の事故を防止するため、個人情報等の授受を行うネットワークについては、専用回線の利用、通信経路の暗号化等の措置を講じること。</p>

<p>(6) 個人情報等の複製又は複写をする場合は、必要な最小限度で行うものとし、事前に甲の承認を受けること。</p> <p>(7) 個人情報等の漏洩、紛失、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏洩等の事故」という。）を防止し、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。</p>	<p>⑫ 乙は、個人情報等の複製又は複写をする場合は、事前に甲の承認を受けて、作業場所で、かつ、対象業務に必要な最小限の範囲で行う場合にのみ可能であることについて周知徹底すること。</p> <p>⑬ 乙は、個人情報保護等に関して必要となる施設、設備、備品等の維持及び管理について責任を負うこと。</p>
<p>(市が管理する情報システムの使用)</p> <p>第10条 乙は、受託業務を実施するために甲が管理する情報システムを使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 甲が定める、情報セキュリティ文書により、情報システム等を利用した業務の実施に関する遵守事項について、職員と同様に遵守すること。</p> <p>(2) 情報システム等を利用した作業の内容について、作業記録を作成し、甲に提出すること。</p> <p>(3) 甲が実施する、情報セキュリティ研修を受講すること。</p>	<p>① 甲が管理する情報システム等を利用するに当たっては、甲が別に定める情報セキュリティ文書の内容を遵守して業務を行うことが必要です。</p> <p>② 乙は、甲が管理する情報システムを使用する場合は、甲が定める情報セキュリティ文書に従い、甲の職員と同様に、情報システムを使用した業務の実施に関する遵守事項を遵守すること。</p> <p>③ 乙は、甲が管理する情報システムを使用した場合は、作業記録を作成し、速やかに甲に提出すること。</p> <p>④ 乙は、甲が管理する情報システムを使用するに当たっては、甲が実施する情報セキュリティ研修を受講し、甲が定める情報セキュリティ文書の内容について理解すること。</p>
<p>(緊急時の対応)</p> <p>第11条 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合に備えて、緊急時対応計画を定めておかななければならない。</p> <p>2 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、甲に対し、直ちに事故の発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。</p> <p>3 甲は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて事故に関する情報を公表することができる。</p>	<p>① 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合の緊急時に備えて、必要な措置を迅速に講じ対処するための緊急時対応計画その他の計画を事前に定めておくこと。</p> <p>② 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故発生に係る帰責の有無にかかわらず、甲に対し、直ちに「様式8 事件（事故）報告書」により報告し、甲の指示に従うこと。</p> <p>③ 甲は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、乙の承諾なしに、当該事故の内容その他事故に関する情報を公表することがある。</p>
<p>(再委託)</p> <p>第12条 乙は、やむを得ない場合を除き、対象業務を第三者に委託してはならない。</p> <p>2 乙は、やむを得ず対象業務の一部を委託する必要がある場合は、委託契約の名称、委託先に関する情報、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における安全性及び信頼性を確保するための対策、委託先に対する監督の方法並びに委託先において対象業務に従事する者を明確にした上で、対象業務の着手前に、甲に対し、書面（第5項の適用がある場合には、同</p>	<p>① 乙は、原則対象業務の全部又は一部を第三者に委託しないこと。</p> <p>② 乙は、やむを得ず対象業務の一部を委託する場合は、再委託先の個人情報保護等に関する体制を事前に確認すること。</p>

<p>項に基づき委託先から提出された報告書を含む。)により報告しなければならぬ。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 乙は、前項の委託先（以下「再委託先」という。）に対し、特記事項を遵守させるとともに、甲に対し、再委託先による全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>4 乙は、再委託先との契約において乙の再委託先に対する監督の方法を具体的に定め、再委託先による特記事項の遵守状況を適切に監督するとともに、甲の請求に応じ、当該監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、再委託先等（再委託先のほか、委託を受けて対象業務の一部を処理することとなった者を含む。）が第三者に対象業務の一部を委託する場合について準用する。</p>	<p>③ 乙は、対象業務の一部を委託する場合は、甲に対し、「様式4 再委託に関する報告書」により報告することとし、第5項の適用がある場合はこれらの報告書も併せて提出すること。報告した事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>④ 乙は、再委託先に対し甲乙が合意した内容と同様の個人情報保護等を求めるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うこと。</p> <p>⑤ 乙は、委託先と締結する契約書等において、乙の再委託先に対する監督の方法について具体的に明記しておくとともに、再委託先による特記事項の遵守状況を監督すること。</p> <p>⑥ 乙は、再委託先に対する監督について甲から報告の求めがあった場合は、その状況を具体的に報告すること。</p> <p>⑦ 再委託先等が、更に第三者に対象業務の一部を委託する場合は、再委託先等は、その委託先に対して、①から④までの内容について実施すること。</p>
<p>（報告の徴収等）</p> <p>第13条 甲は、乙及び再委託先による特記事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、乙及び再委託先の作業場所に立ち入り、遵守状況を検査させることができる。</p>	<p>① 甲は、必要があると認めるときは、乙及び再委託先による特記事項の遵守状況を確認するため、乙及び再委託先に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員に、乙及び再委託先の作業場所に立ち入り、遵守状況を検査させることがある。</p> <p>② このため、乙及び再委託先は、甲による確認のための記録及び書類を整理し及び保管しておくこと。</p>
<p>（個人情報等の返却等）</p> <p>第14条 乙は、対象業務を終了した場合又は対象業務において個人情報等を取り扱う必要がなくなった場合は、甲が指示する方法により、個人情報等を返却しなければならない。</p>	<p>① 乙は、対象業務を終了した場合又は対象業務において個人情報等を取り扱う必要がなくなった場合は、甲に対し、速やかに個人情報等（複製物がある場合は、複製物を含む。）を返却すること。返却は、甲が指示する方法により行うこと。</p>



<p>2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の承認を受けたときは、個人情報等を消去し又は廃棄することができる。</p> <p>3 乙は、前項の規定により個人情報等を廃棄する場合は、個人情報等が記録された媒体の物理的破壊その他個人情報等の判読を不可能とする措置を講じなければならない。</p> <p>4 乙は、第2項の規定により個人情報等を消去し又は廃棄した場合は、甲に対し、書面により報告しなければならない。</p> <p>5 甲は、乙が個人情報等を消去し又は廃棄する場合には、これに立ち会うことができるものとする。</p>	<p>② 乙は、甲の承認を受けたときは、個人情報等の返却に替えて、個人情報等を消去し又は廃棄することができる。</p> <p>③ 乙は、甲の承認を受けようとするときは、甲に対し、消去し又は廃棄しようとする個人情報等の内容、記録媒体、数量、消去又は廃棄の実施予定日を記載した様式6「個人情報・重要情報消去（廃棄）承認申請書」により、事前に申請すること。</p> <p>④ 乙は、個人情報等を消去し又は廃棄した場合は、甲に対し、実施日時、実施者名及び消去し又は廃棄した個人情報等の内容を様式7「個人情報・重要情報消去（廃棄）報告書」により、速やかに報告しなければならない。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 乙は、乙及び再委託先が特記事項に違反し又は特記事項の遵守を怠ったため甲に損害が生じた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。</p>	

## 収支計画見積注意事項

当該施設の収支計画書を作成し、指定管理料の見積金額を積算するに当たっては、以下の点に留意してください。なお、収支計画書は、別途示す参考資料を基に作成してください。

### 1 支出計画について

#### (1) 人件費

- 管理運営業務仕様書で示す人員配置基準に留意して人員配置計画を作成し、これに基づく人件費を積算すること。
- 人件費の積算は、「正規職員」「嘱託職員（非常勤の専門嘱託員など）」「臨時・パート職員」の区分に分けて計上すること。なお、人材派遣によりスタッフを確保する場合は、「嘱託職員」に含めて計上すること。
- 計上する人件費には、給料・賃金・手当の他、社会保険事業主負担分等を含めて積算すること。

#### (2) 修繕料

- 当該施設の修繕料の積算については、下記に示す豊田市指定金額を計上すること。なお、これと異なる金額で積算を行うことは認められないため注意すること。

指定管理料に含めるべき修繕料 (豊田市指定金額)	2,000,000円(税込)
-----------------------------	----------------

- 指定管理者は、管理運営業務仕様書に規定するとおり、原則として1件50万円以下の日常的小規模修繕を実施するものとする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市に返還し、不足する場合は市から支出するものとする。
- 指定管理者が行った修繕により当該施設の資産価値が上昇した場合についても、当該所有権は市に帰属するものとする。

#### (3) 設備更新等に伴う対応

- 市発注の設備更新等によりランニングコストの変動が見込まれる場合は、リスク分担表(別添資料4)に基づき指定管理料の変更について協議することとする。

#### (4) その他の経費

- R6年4月から上水道料金の値上げが予定されています。  
(<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/jyogesuidou/about/1003595.html>)
- 消耗品費、役務費その他の経費については、管理運営業務仕様書に示す業務内容に十分留意し、必要経費を積算すること。
- 自主事業に関する経費は、当該支出計画には計上しないこと。

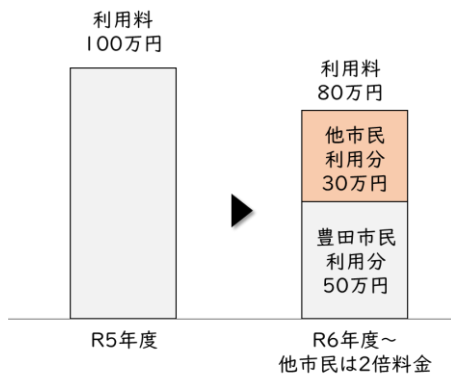
### 2 収入計画について

#### (1) 利用料金収入

- 利用料金制を適用している施設においては、当該施設の設置条例に規定する利用料金の収入見込額(全指定期間の平均金額)を積算すること。
- 令和6年4月から市外利用者の料金が2倍となる施設においては、(その施設における利用

料総額の増減に関わらず) 市外利用者によって発生した増額分を年度末に市へ返還すること。(返還方法は別途通知。市内・市外利用者の記録を取ることが必要。)

<例>



※左図の場合、指定管理者は他市民利用分の 30 万円 ÷ 2 = 15 万円を市へ返還することとなる。

※利用料金の総額が減少しているかどうかは考慮しない。

- 管理運營業務仕様書に規定がある場合には、指定管理者は市が定める基準に従い、利用者及び利用目的に応じて当該利用料金を減免するものとする。この場合、当該利用料金収入が通常よりも減少することとなるが、この収入減少分は「利用料金減免補填金」として指定管理料に含めて市が支出するものとする。なお、収支計画書に計上する「利用料金収入」には、この利用料金減免補填金は含めないこと。
- 市内こども・高齢者料金の無料化に係る利用料金分は「市内こども・高齢者無料化補填金」として市から別途補填を行う。
- 市が積算する令和6年度の利用料金減免補填金および市内こども・高齢者無料化補填金は以下の金額とする。なお、金額は年度により変更する場合がある。
- 以下の補填金に剰余金が発生する場合は市に返還するものとし、逆に不足する場合は市が指定管理料を増額して補うものとする。

令和6年度 利用料金減免補填金	2,394,000円
令和6年度 市内こども・高齢者無料化補填金	20,000円

<収支計画書における『利用料金収入』の積算方法>

**指定管理者が見込む利用料金収入総額**

※減免、市内こども・高齢者無料化制度がない前提で積算する収入総額  
 ※市外2倍料金の施設においても市外利用者分を1倍として積算すること

**利用料金減免補填金**

+  
**市内こども・高齢者無料化補填金**

(2) 事業参加料収入

- 管理運營業務仕様書において、指定管理者が行うべきソフト事業(講座の開催等)の規定があり、かつ指定管理者が当該事業の参加者から参加料を徴収することとなっている場合には、収支計画書における「事業収入・事業参加料収入」に計上すること。

### (3) 自主事業剰余金

- ・ 指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として剰余金（利益）を見込んでいる場合において、当該剰余金を当該施設の管理運営経費に充当することを提案する場合には、収支計画書における「他収入・自主事業剰余金」に計上すること。
- ・ なお、自主事業の提案については、別添資料3（自主事業実施基準）の規定に留意すること。

### 3 指定管理料の積算手順

- ・ 指定管理料の見積金額は、以下の手順により算出すること。

区 分		モデル金額	備考
支出総合計	A	100	※自主事業に関する経費を含めないこと
利用料金収入	B	30	・ 市外利用者2倍料金の市への返還分を含めない ・ 利用料金減免補填金・市内こども・高齢者無料化補填金を含めない
他収入計	C	10	
指定管理料見積金額	D	60	$A - (B + C)$

- ・ なお、市が支払う指定管理料は、「市が管理運営業務仕様書を変更する場合」又は「リスク分担表に該当する事態が発生した場合」を除き、指定期間中は固定金額（指定管理料の変更はしない）とする。

※具体的には、計画の見込み違いにより経費が増加した場合や利用料金収入が計画を下回った場合などにおいて、当初提示された指定管理料を増額してこれを補填することは行わないので、留意すること。

## 別添資料3

### 指定管理者自主事業実施基準

#### (目的)

第1 この基準は、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業について、市が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

#### (定義)

第2 この基準における自主事業とは、次に掲げるものとする。

- (1) 管理運営業務仕様書に自主事業として実施することが定められている事業
- (2) 管理運営業務仕様書に具体的定めがなく、指定管理者が自らの企画により行う事業

#### (事前協議)

第3 指定管理者が自主事業を行うに当たっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。

#### (承認基準)

第4 指定管理者が行う自主事業は、その事業の性質に応じて、以下のすべての項目に適合することを条件に承認するものとする。

- (1) 事業日程が一般利用者の施設利用を著しく阻害しない範囲であること
- (2) 事業規模が施設許容量に照らして適当であること
- (3) 対象者の設定に公平性が認められること
- (4) 民間事業に多大な影響を及ぼす(圧迫する)懸念がないこと
- (5) 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること
- (6) 事業内容が公序良俗に反しないものであること
- (7) 指定管理料で当該経費を支出しないものであること
- (8) その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること

#### (使用料等)

第5 指定管理者が自主事業のために、施設の部屋、区画等を使用又は占用する場合には、必要な許可を受けるほか、市に対し、条例で定められた使用料又は占用料を支払うものとする。

#### (実施報告)

第6 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

#### (委任)

第7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

## 指定管理者制度リスク分担表

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	以下の特定経費の単価に関する物価変動リスクの分担は、別紙細則に定める基準による。 ＜特定経費＞ 電気料金、都市ガス料金、ガソリン料金	○	○
	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	○	
	上記特定経費以外の経費に関する物価変動リスク		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
利用者数、使用量の変動	指定管理者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用量等の変動に伴う経費の増減		○
法令変更	施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理に関らず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	施設の管理運営の経費に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理に関らず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
施設修繕等	管理者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加	○	

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
第三者への賠償	管理者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、管理者が負うべき責任のない第三者への損害賠償	○	
書類の誤り	指定申請書、事業計画書等指定管理者がその内容について責任を負うべきもの		○
	管理運営業務仕様書等市がその内容について責任を負うべきもの	○	
支払遅延	指定管理者が再委託業者等に支払う経費の支払遅延による損害		○
	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
その他	上記以外の事案は、市及び指定管理者の協議による（業務内容の一部変更、設備更新に伴うランニングコスト削減等）	○	○

### 物価変動リスク分担細則

この細則は、別添資料 4 指定管理者制度リスク分担表に規定する特定経費の物価変動リスクの分担方法を定めるものである。

(特定経費)

第 1 特定経費とは、当該施設の管理運営に係る電気料金、都市ガス料金及びガソリン料金をいう。

(物価指数及び調達単価)

第 2 物価指数及び調達単価は、特定経費の種類に応じて下表のとおりとする。ただし、小数点以下は第 2 位を四捨五入して処理するものとする。

区 分	物価指数	調達単価
電 気	電気料金支払月額を使用量 (kwh) で除して得た数値	指定申請時点において指定管理者が様式 8 で示した金額
都市ガス	都市ガス支払月額を使用量 (m <sup>3</sup> ) で除して得た数値	
ガソリン	総務省小売物価統計調査 主要品目の都市別小売価格 (7 3 0 1) ・名古屋市	

(特定経費年度協定額)

第 3 年度協定書において、指定管理料に含める特定経費の協定額（以下「特定経費年度協定額」という。）は、特定経費ごとに以下の計算式により算出するものとする。ただし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

$\frac{\text{年度協定締結直近 1 月物価指数}}{\text{指定申請年度 1 0 月物価指数}}$	×	調達単価	×	指定申請時の年間計画使用量
---	---	------	---	---------------

(リスク分担方法)

第 4 特定経費に係る物価変動リスクの分担における物価変動の判定月は 4 月、7 月、1 0 月及び 1 月とする。

2 指定管理料の調整方法は、以下の計算式によって特定経費ごとの物価変動調整後所要額を算出し、物価変動調整後所要額合計が特定経費年度協定額合計の 1 1 0 % を超えた場合には当該超える分（千円未満切捨て）を市が追加負担するものとし、物価変動調整後所要額合計が特定経費年度協定額合計の 9 0 % を超えて下回った場合には当該下回る分（千円未満切捨て）を市に返納するものとする。



$$\text{物価変動調整後所要額} = \frac{\text{判定月物価指数の平均値}}{\text{年度協定締結直近 1 月物価指数}} \times \text{特定経費年度協定額}$$

3 前項に関わらず、特定経費年度協定額合計と物価変動調整後所要額合計の差が50万円を超える場合には、当該50万円を超える分（千円未満切捨て）を追加負担又は返納するものとする。

（委任）

第5 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、豊田市と指定管理者の協議により定めるものとする。